

議案第16号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年 2月24日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

特別職の職員について、認知症である人等に対する総合的な支援を行うための認知症地域支援推進員の設置、結婚相談員の報酬の額の見直し等をするとともに、一般職の職員について、ケアプランの内容の点検等を行うための介護支援専門員及び保育の補助を行うための保育補助員の設置をするため、条例の一部を改正するものである。

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和46年富津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 識見を有する者のうちから選任された監査委員の項中「識見を有する者のうちから選任された」を削り、同表介護認定調査員の項の次に次のように加える。

認知症地域支援推進員	日額	9,000
------------	----	-------

別表第1 結婚相談員の項中「年額」を「月額」に、「72,000」を「18,000」に改める。

別表第2 看護師、特別支援教育指導員又は指導補助教員の項中「看護師」の次に「介護支援専門員」を加え、調理員、用務員又は配膳員の項中「調理員」を「保育補助員、調理員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第1 結婚相談員の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の勤務に係る報酬から適用し、施行日前の勤務に係る報酬については、その勤務した月数を基礎として従前の報酬額を月割によって計算する。